

平成27年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

農政水産部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適さないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
農業経営課	農業・農村活力創造サポートセンター運営業務委託	農業・農村活性化サポートセンターの運営	平成27年7月1日	ランドブレイン株式会社 大阪事務所	11,400,000	民間業者の専門的なノウハウを最大限生かすため公募型プロポーザル方式としたため	2	4
水産課	ビワパールまるごとブランドینگ事業	ビワパール母貝殻を用いた派生素材の開発とブランド化に資する取り組みを実施	平成27年7月1日	成安造形大学	12,930,000	県内の大学のうち最も優れた企画提案を提示できる者と契約する必要があるため。	2	4
耕地課	農業水利施設戦略的保全管理促進業務	農業水利施設戦略的保全管理促進業務	平成27年7月27日	滋賀県土地改良事業 団体連合会	5,184,000	本業務は、県が推進するアセットマネジメント(以下、アセマネ)の熟知が不可欠で、改良区の既存施設状況や地域農地集積状況を把握し、改良区との積極的な協議調整が必要で、県内状況を熟知し、アセマネセンターを運営し、県が推進するアセマネに精通している「滋賀県土地改良事業団体連合会」を相手とした1者しか契約できない。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(類型③イ)「性質または目的が競争入札に適さない」に該当し、随意契約とする。滋賀県財務規則第220条第1項第2号「契約の目的物が代替性のないとき(本業務では県が推進するアセマネを熟知し改良区の既存施設状況や地域農地集積状況を把握し、信頼関係が構築されている者しかできない)」に該当し1者見積とする。	2	3イ